

第1部 出願意匠の表し方の基本

意匠法で保護する意匠は、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（本資料において、以下「形状等」という。）、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を生じさせるものです。意匠登録出願を行うにあたっては、こうした意匠登録を受けようとする意匠を、願書と願書に添付する図面等によって表します。

どのような意匠について保護を受けようとするのかは、願書の【意匠に係る物品】の欄に記載し、その記載だけでは保護を受けようとする意匠が何であるかを認識できない場合は、【意匠に係る物品の説明】の欄に使用目的、使用方法等を記載します。また、必要に応じ添付図面等に使用状態参考図等を記載します。これは、意匠登録を受けようとする意匠が物品、建築物又は画像のいずれである場合にも共通しており、また、組物の意匠や内装の意匠についても同様です。

意匠登録を受けようとする意匠の形状等については、願書に添付する図面によって表します。また、図面に代えて写真または見本、ひな形によって表すこともできます。なお、形状等について説明を必要とする場合（形状等の一部又は全部が透明である場合、形状等が変化する場合、大きさの記載を必要とする場合等）は、【意匠の説明】の欄に必要な説明を記載します。他の図と同一又は対称である場合のように、図の記載を一部省略する場合も、【意匠の説明】の欄にその旨を記載します。

以下、それらの記載方法についての基本的な点及び留意点について説明します。

